

台風 19 号に伴い受けられる支援やサービス

(2019 年 11 月 15 日更新の市役所等資料から、吉川友子が作成)

■相談窓口・通訳

健康相談	64 歳までのところや体に関する一般健康相談	・健康づくり推進課 62-3189・各支所
	65 歳からのところや体に関する一般健康相談	・高齢者福祉課 62-3157・各支所
通訳・相談	定住外国人支援推進員による中国語、ポルトガル語、タイ語の通訳・相談	・移住交流推進課 62-3283
納税相談	被害にあわれた方の納税の相談について、相談窓口を設置	・収税課 62-3043
消費生活相談	台風 19 号の被害に便乗した悪質商法等の相談	・消費生活センター 62-7501・生活公共交通係 62-3094

■り災証明の発行

り災証明書の発行	居住する家屋が受けた被害状況について必要な証明書を発行します。	・税務課 62-3040・各支所
被災届出証明書の発行	居住する家屋以外の物件等に受けた被害状況について、届け出の証明。(被害写真等による確認)	・税務課 62-3040・各支所
り災証明書の発行(事業)	事業所等の被災状況について、必要な証明書を発行します。	・商工振興課 62-3265

■お風呂

入浴の提供・割引	佐久市福祉会館、無料開放(月曜日、祝日の翌日、12/30~1/4 は休館)	・生活環境課 62-3094
	あいとびあ白田、無料開放(12/28~1/5 は休業)	・あいとびあ白田 81-5555
	長寿閣、無料開放(12/27~1/5 は休館)	・長寿閣 67-5575
	右記の施設は罹災証明書持参で入浴無料(令和 2 年 1 月 31 日まで)	・布施温泉・穂の香乃湯・もちづき荘・ゆざわ荘
	平尾温泉みはらしの湯、罹災証明書持参の佐久市民は入浴割引(12 月末まで)	・みはらしの湯 68-0261

■ごみ

災害ごみ	11/18~12/1: 月~金は午後 1:00~3:30、土日は午前 9:00~12:00、午後 1:00~3:30、12/2 以降は時間見直し検討(問い合わせを)	・生活環境課 62-3094
被災家屋・宅地内土砂交じりがれきの撤去	ご自身やボランティアでは撤去が困難な場合はご相談ください。	
被災建物の解体撤去	撤去をお考えの方はご相談ください。	

■住宅の消毒・提供・修理・融資・保険金

消毒薬などの配布	床上浸水の被害を受けた方に消毒薬を 1 セット無料配布	・健康づくり推進課 62-3527 ・各支所
床下消毒	噴霧器による消石灰の無料散布	・環境政策課 62-2917 ・各支所
市営住宅の提供	3 か月無料、4 か月以降は各団地の最低額(り災証明書があれば 1 年間無料)	・建築住宅課 62-3430
借上型仮設住宅	自宅が使用できない被災者に対して県が民間賃貸住宅借上料を補助、最長 2 年間(2 人以下の世帯 6 万円/月まで、3~4 人の世帯 7 万円/月まで、5 人以上の世帯 9.5 万円/月まで)	
災害復興住宅融資	住宅復旧のために建設・購入並びに補修資金に対する融資(罹災日から 2 年間)	住宅金融支援機構災害専用ダイヤル 0120-086-353
住宅の応急修理	応急修理費用を佐久市が負担。上限 59 万 5 千円(一部損壊の場合上限 30 万円)	建築住宅課建築係 62-6637 住宅係 62-3430
自然災害による住宅災害保険金(佐久市勤労者互助会加入の方)	床上浸水(18,000 円)	・商工振興課 62-3565
	床上浸水以外(被害の程度による 9,000~90,000 円)	

■下水道・し尿汲み取り

下水道使用料の減額	・宅内の清掃等で水を使用した方の下水道使用料を 2 か月分減額(基本料金のみ) ・転居を余儀なくされた方の下水道使用料を 6 か月分減額(基本料金のみ)	・下水道管理センター 63-0101
し尿汲み取り料金の減免(補助)	・家屋等への浸水が原因で、汲み取りが必要になった方への汲み取り料金の減免	・佐久平環境衛生組合 62-0009 ・川西保健衛生施設組合 0268-67-2110
水道料金の減免	・宅内の清掃等で水を使用した方、または洪水・土砂により給水装置が破損し、漏水した方の水道料金を 2 か月分、減免(基本料金のみ) ・転居を余儀なくされた方の水道使用料 6 か月分、減免(基本料金のみ)	・佐久水道企業団 62-4333

■見舞品(寝具)の支給・支援金・貸付け等

災害見舞金・見舞品の支給	災害による怪我及び家屋に被害を受けた世帯に見舞金(3~10 万円)及び見舞品を支給します。	・福祉課 62-2919
被災者生活再建支援金	家屋に著しい被害を負った世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。 ○基礎支援金(全壊 100 万円、解体 100 万円、大規模半壊 50 万円、半壊 50 万円) ○加算支援金(建設・購入 200 万円、補修 100 万円、賃借 50 万円) ※半壊は基礎支援金のみ支給 ※1 人世帯の場合は 4 分の 3 の額 ※賃借は公営住宅を除く	・福祉課 62-2919 ・各支所
災害援護資金の貸付け	災害により負傷又は住宅、家財の損害を受けた世帯に対し、生活再建に必要な資金の貸付け(被害の程度により、150 万から 350 万円)※所得制限あり ※被災日から 3 か月の間に申請が必要	・福祉課 62-2919 ・各支所
生活福祉資金の貸付け	災害により当面の生活費を必要とする世帯に対し、緊急小口資金の貸付けを行います。 ○原則 10 万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は 20 万円以内	・佐久市社会福祉協議会 64-2426

■教育・子育て

児童手当の認定請求	児童手当の認定請求時の添付書類を本人の申立書をもって代えることができます。	・子育て支援課 62-3149
児童扶養手当の認定請求	児童扶養手当認定請求で特例措置が受けられる場合があります。	
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	福祉資金の貸付けに関して特例措置が受けられる場合があります。(ひとり親家庭)	
保育の提供	災害や病気によって保育が困難な方は、保育を受けられる場合があります。	・子育て支援課 62-3149
ランドセルの提供	災害によりランドセルを使用できない児童に提供	・学校教育課 62-3478
学用品の提供	学用品の提供	・佐久地域子ども応援プラットフォーム

■農業・商業

共済金の支払い(農業者)	農業共済加入者は共済金が支払われる可能性があるため、お問い合わせください。	・長野県農業共済組合 58-2580
--------------	---------------------------------------	--------------------

融資に関する相談（農業者）	融資の迅速化や既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等。	・各金融機関に問合せください。
農地の災害復旧補助	農地の法面復旧や土砂出し等に要する費用の一部補助（9割以内）事前相談が必要	・耕地林務課 62-3247
刈取り不能稲への支援	刈取りや、すき込みの処理を支援します。また、被災により穀物検査で不合格となった稲についての処理等を支援します（1割自己負担）令和元年12月27日まで	・JA 佐久浅間 各営農支援センター
資金繰り等の相談	被災された中小企業・小規模事業者向けの融資等を受けられる場合があります。	・各金融機関 ・商工会議所

■税金・保険料関係

市税の納期延長	災害を理由として、期限までに申告、申請、請求その他書類の提出または納付をすることができない方、期限の延長。（納税者2か月以内、特別徴収納税義務者30日以内）	・税務課 62-3040 ・各支所
固定資産税の減免	固定資産（土地・家屋・償却資産）が損害した場合、固定資産税の減免（全部～10分の4）	・税務課 62-3040・各支所
市県民税の減免	損害の程度に応じて市県民税の減免を受けることができます。（全部～1/8）※所得要件あり。 1 所有する住宅や家財に一定以上の損害を受けた方（床下浸水のみ被害は対象外） 2 農業所得があり、農作物に一定以上の損害を受けた方	・税務課 62-3040 ・各支所
保険証紛失での受診	災害による保険証紛失などの場合は、氏名等を口頭にてお伝え、保険適用による受診。	・国保医療課 62-3164・各支所
国民健康保険税の減免	住宅が全壊（全額免除）及び半壊（3分の2減額）の場合、納付額を、免除又は軽減。	・国保医療課 62-3164・各支所
医療機関での窓口負担について	次のいずれかに該当する方は窓口（診療・調剤及び訪問看護）での支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）住家の全半壊、全半焼、床上浸水、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方、行方不明、業務を廃止または休止された方、失職し現在収入がない方	・国保医療課 国保年金係 62-3164 医療給付係 62-2915 ・各支所
国民年金保険料の免除等	住宅等の財産が、概ね2分の1以上の損害を受けたとき、全額免除を受けることができます。また、損害の状況によっては、一部免除・納付猶予を受けることができます。	・国保医療課 62-3164 ・各支所
後期高齢者医療保険料の減免	住宅、家財等が著しく損害を受けた場合の保険料減免。（全壊：免除、半壊：8割減額）	・国保医療課 62-2915・各支所
介護保険料の減免	災害により住宅等が3/10以上の損害を受けた時、介護保険料免除を受けることができる。	・高齢者福祉課 62-3154
介護サービス利用者の利用料免除	次のいずれかに該当する方は、利用料が免除となります。（令和2年1月末まで） 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方、行方不明、業務を廃止または休止された方、失職し現在収入がない方	・高齢者福祉課 62-3154

■予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種自己負担費用の免除	下記該当の方は佐久市内のインフルエンザ予防接種の自己負担（1000円）免除。（12/31まで）。住家の全半壊、全半焼、床上浸水、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方、行方不明、業務を廃止または休止された方、失職し現在収入がない方	・健康づくり推進課 62-3527 ・各支所
-------------------------	---	---------------------------

■その他

マイナンバーカード等の再発行	災害によりマイナンバーカード及び通知カードを紛失、破損した場合、無料で再発行。	・市民課 62-3087・各支所
占用料等の減免	公園施設等にキッチンカー等を設置し、被災された方あるいは、支援のためのボランティア活動に従事する方に無料で飲食等を提供する場合	・公園緑地課 62-3424
図書の損害賠償	災害により、借りている図書等を損傷、滅失した場合	・中央図書館 67-2111
諸証明手数料の免除	住民票、戸籍等に関する証明書、印鑑証明書、印鑑登録証の再発行の手数料免除	・市民課 62-3087 ・各支所・各出張所
	所得証明書、課税証明書、土地・家屋関係証明書等の手数料の免除	・税務課 62-3040 ・各支所・各出張所
	納税証明書の手数料の免除	・収税課 62-3043 ・各支所・各出張所
障害福祉サービス等の利用者負担金の免除	下記に該当する方は、障害福祉サービス事業所の利用者負担金が免除となります。（令和2年3月末日まで）。住家の全半壊、全半焼、床上浸水、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方、行方不明、業務を廃止または休止された方、失職し現在収入がない方	・福祉課 62-3147
自立支援医療の受給者自己負担上限月額の減免	上記のいずれかに該当する方は受給者自己負担上限月額の減免を受けることができます。	・福祉課 62-3147 ・各支所
長野県弁護士会による無料電話窓口	平日の午前9時から午後5時まで無料電話窓口を開設しています。今回の災害に関する困りごとはどんなことでも無料で相談に対応します。	・長野県弁護士会 復興支援ダイヤル 026-232-2777
長野県司法書士会による無料電話相談	被災された方や、そのご家族の不安や心配事を少しでも和らげるため、無料電話相談窓口を開設しています。12/20（金）まで（午後4時～午後7時）	・長野県司法書士会復興サポートダイヤル 0120-448788
長野県災害支援活動士業連絡会によるワンストップ無料相談窓口	被災された方の支援のため、関係士業が参集しワンストップの無料相談窓口を開設します。12月12日（木）午後4時から午後8時（市役所本庁2階市民ホール）・参集士業：弁護士・税理士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・不動産鑑定士・中小企業診断士・社会保険労務士	・長野県災害支援活動士業連絡会運営事務局（長野県弁護士会） 026-232-2104
NHK放送受信料の免除	半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約の受信料免除。	・長野県放送局営業部 026-291-5205
家電提供支援	住居が半壊以上又は床上浸水の判定を受けた住民税非課税世帯又は生活保護世帯で家電を失い買い替えることが困難な世帯（石油ファンヒーター、冷蔵庫、洗濯機、テレビ）12月25日まで	・佐久市を窓口 に長野県
家財の限定価格提供	家財を失われた被災者へ家電製品や生活用品限定価格で提供 電話受付（11/25～12/27）	・長野県とイオン（株）提携
災害時被災ペット相談支援センター	相談、被災動物の救護・一時預かり、飼育場所設置支援、保護 など	・ハローアニマル 0267-24-5071

本庁代表：62-2111 白田支所：82-3111 浅科支所：58-2001 望月支所：53-3111

浅間出張所 67-2505 野沢出張所 62-0271 中込出張所 62-0059 東出張所 67-3534 春日出張所 53-2074

義援金（被災者のみなさまへ配分されます）：市役所本庁、各支所などに義援金箱、または振込等は会計課（62-3448）へお問合せください。

支援金・寄附（佐久市の復興・復旧に使われます）：ふるさと納税又は会計課（62-3448）へお問い合わせください。